

○総務文教委員長報告

総務文教委員長 佐藤 絹子

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第44号「専決処分の承認について（鳴門市税賦課徴収条例等の一部改正について）」ほか議案7件であります。

当委員会は、去る6月16日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案8件については、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

議案第44号「専決処分の承認について（鳴門市税賦課徴収条例等の一部改正について）」であります。地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行ったものでした。

委員からは軽自動車税に関して最近の自動車メーカーの燃費偽装問題の影響はないのかとの質疑があり、理事者からは平成28年度の納税通知書はすでに配付しており、グリーン化特例にかかる税額については従前の燃費基準で計算している。燃費性能がどう変わるのか、またその税額が増える場合、どこが補填するのか等について今のところ確定していないため、今後の動向を注視していきたい、との説明を受けました。

また、委員からはこのたびの改正についてどのように市民へ周知するのかについて質疑があり、理事者からは例年、広報なるとやウェブサイト等で周知しているが、問い合わせがあった際は理解していただけるように、わかりやすく丁寧に説明したい、との説明を受けました。委員からは改正点について、わかりやすいように周知をしてほしい、との意見がありました。

また、委員からは法人税割の改正内容について質疑があり、理事者からは、税率自体は国の地方法人税、県の法人住民税、市の法人住民税を合わせると改正前と変わらないが、市の法人住民税の税率が下がることから、歳入が減少する可能性も考えられる、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、賛成多数により原案を了といたしました。

次に議案第46号「鳴門市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」であります。地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、傷病補償年金等と障害厚生年金等が併給される場合の調整率を引き上げる改正を行うものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第47号「公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動に関する公費負担の限度額を引き上げる改正を行うものでした。

委員からは、条例を制定をする要因について質疑があり、理事者からは、選挙におけるポスターの作成や自動車の借り上げ等の経費が物価上昇に伴い上がっていることから、それらを公費で賄う必要があるためである、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

議案第54号「工事請負契約の締結について（鳴門市学校給食センター新築工事のうち建築工事）」から議案第56号「工事請負契約の締結について（鳴門市学校給食センター新築工事のうち管工事）」までの3議案についてであります。鳴門市学校給食センター新築工事のうち建築工事、電気工事及び管工事の請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは学校給食センター建築予定地の地盤について質疑があり、理事者からは、ボーリング調査を実施した結果、一般的な地盤の強度はあるが、岩が深いところがあり、そこまで杭を打って岩がんちやく着させてから建てるという設計をしている、との説明を受けました。

また、委員からは建物の耐震化について質疑があり、理事者からはボーリング調査の結果に基づき、杭については十分な数・長さを予定しており、また震度7でも耐えうる基準として国からいわゆる新耐震基準が示されているが、このたびは公共施設につき、この基準の1.25倍の構造強度とする設計をしている、との説明を受けました。

また、委員からは完成時期について質疑があり、理事者からは工事については基本的に平成29年6月末に終わらせたいと考えている、との説明を受けました。

また、委員からは新築工事における入札について、予定価格と落札金額の差額が大きいことについて質疑があり、理事者からは、工事費については国が決めた基準などに沿って積算をし、予定価格としている。入札については参加業者がそれぞれ施工能力などに基づき積算し応札されたものと認識している、との説明を受けました。

委員からは設計の段階で見積もりをするときに、もう少し精査するべきではないか、との意見がありました。

また、委員からは工事の施工に関する工事用車両の通行について質疑があり、理事者からは市道である木津野一松村線からの進入を予定しているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、3件とも賛成多数により原案を了といたしました。

次に議案第57号「工事請負契約の締結について（鳴門市第一中学校校舎改築工事（2期）のうち建築工事）」についてであります。鳴門市第一中学校校舎改築工事（2期）のうち建築工事の請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでした。

委員からは解体工事を行う際に、現在自校方式で運営している給食の調理環境にほこり・ごみ等による影響があるのではないかと質疑があり、理事者からは、第1期工事の際も同様の環境であり、調理員には迷惑をおかけしたが給食には特に問題なく乗り切ったところである。今回についても調理環境への影響は避けられないが、調理員の体調に注意しながら施工したい、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、賛成多数により原案を了といたしました。

次に議案第59号「財産の取得について」であります。鳴門市学校給食センター厨房機器の財産の取得につき、地方自治法第96条第1項第8号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでした。

委員からは器具の殺菌・消毒方法等について質疑があり、理事者からは、例えば器具消毒保管庫については熱による消毒、衣類・シューズ殺菌庫であればオゾン灯による消毒など、消毒するものや目的等によって方法が変わってくる。また調理員・調理場への検査については薬剤師会にお願いし、細菌検査やふきとり検査を定期的に行うことにより衛生管理の水準を維持していきたい、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、賛成多数により原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。